

第三十一次回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第四号

昭和三十三年十二月十九日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小泉 純也君

理事小川 久雄君 理事中村 幸八君

理事加藤 鏡造君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

出席委員 岡部 得三君 關谷 勝利君

中井 一夫君 野田 武夫君

野原 正勝君 細田 義安君

山手 満男君 赤路 友藏君

板川 正吾君 今村 等君

内海 清君 勝澤 芳雄君

小林 正美君 櫻井 奎夫君

堂森 芳夫君

出席政府委員

通商産業政務次 大島 秀一君

官 通商産業事務官 齋藤 正年君

(大臣官房長) 通商産業事務官 松尾泰一郎君

(通商局長) 通商産業事務官 小出 榮一君

(通商局長) 通商産業事務官 岩武 照彦君

(重工業局長) 中小企業庁長官 松平 忠久君

委員外の出席者 議員 松平 忠久君

議 員 松平 忠久君

總理府技官 黒澤 俊一君

(科学技術庁資 源局長) 通商産業事務官 福井 政男君

(通商局長) 通商産業事務官 宮城 恭一君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

(通商局長) 通商産業事務官 越智 度男君

提出者松平忠久君。

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

商業調整法案

た地域(以下「指定地域」とい

う)内において当該指定された商

品(以下「指定商品」という)の

卸売業又は小売業を当該指定が

あつた際現に営んでいる者及び当

該指定後において新たに営もうと

する者は、省令で定めるところに

よる、都道府県知事に届け出な

ければならない。その事業を廃止

したときも、同様とする。

(既存兼業者の事業拡張の禁止)

第四条 第二条の規定による指定

があつた際現に当該指定商品の

小売業を兼ね営んでいる当該指

定商品の製造業者又は卸売業者

(以下「既存兼業者」という)は、

当該指定があつた後は、当該指

定地域内において当該指定商品

の小売業の設備の新設、増設

その他当該小売業の経営規模

の拡張をすることができない。

(既存兼業者に対する命令)

第五条 都道府県知事は、指定

商品につき、小売業者が既存兼

業者の当該小売業に係る事業活

動により影響を受けその利益を

著しく害されているときは、主

務大臣の承認を受けて、当該既

存兼業者に対し、その影響を排

除するための適切な措置をとる

べきことを命ずることができ

る。

(製造業者等による小売業の新

規開業の制限)

第六条 第二条の規定による指

定があつた後は、当該指定地域

内においては、当該指定商品の

製造業者

又は卸売業者は、当該指定商品

の小売業を新規に開業することが

できない。ただし、特別の事情が

ある場合において都道府県知事

の許可を受けたときは、この限

りでない。

2 第四条の規定は、前項ただし

書の規定により許可を受けた者

に準用する。

3 都道府県知事は、第一項た

だし書の許可をしないかにつ

いては、地方商業調整審議会

の意見を聞かなければならな

い。

(脱法的行為の禁止)

第七条 指定商品の製造業者

又は卸売業者は、第二条の規

定があつた後において当該指

定地域内においては、資本的若

しくは人的関係において支配

力を及ぼしている者をして当

該指定商品の小売業を開業さ

せ若しくは増設をさせ、又は

指定商品の小売業を営む者と

資本的若しくは人的に連携す

ること等により、実質的に第

四條(第六條第二項)の規定に

準用する場合を含む。第五條

の規定は、第五條の規定によ

る命令又は前条第一項の規定

に違反する行為をしてはなら

ない。

(排除措置)

第八条 都道府県知事は、製

造業者又は卸売業者が前条の

規定に違反する行為をしたと

認めるときは、主務大臣の承

認を受けて、当該製造業者

らの行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

(小売市場規制地区の指定)

第九條 通商産業大臣は、小売市場

(二)の建物の全部又は一部であつて、十以上の小売業者(百貨店業者を除く)の営業の用に供されるものをいう。以下同じ)が濫立して小売業者の事業活動に悪影響を与えており又は与えるおそれがあると認められる地区を、小売市場規制地区として省令で指定する。

2 第二條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(小売市場の新設等の許可)

第十條 小売市場規制地区において、小売市場とする目的をもつて建物を新設し、若しくは小売市場の床面積を増加し、又は建物の用途を変更してこれを小売市場としようとする者は、通商産業大臣又は都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)にあつては、市長。以下同じ)の許可を受けなければならない。

2 前項において通商産業大臣が許可する場合は、申請者が指定都市の市長である場合とする。

(許可の申請)

第十一條 前條第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏

名及び住所

二 当該建物の所在地及び床面積

三 小売市場を使用せようとする小売業者の数及びその業種

2 前項の申請書には、小売市場の店舗の図面その他省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第十二條 通商産業大臣又は都道府県知事は、前條第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る小売市場の増設が周辺の消費購買力に比し著しく均衡を失し、又は小売業者の過当競争を誘発するおそれがあると認めるときは、第十條第一項の許可をしてはならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、第十條第一項の許可をするかしないかについては、中央商業調整審議会又は地方商業調整審議会の意見を聞かなければならない。

(購買会事業の制限)

第十三條 都道府県知事は、購買会事業(事業者がその従業員の生活に必要な物品を供給し(物品を加工し、又は修理することを含む)、又はその生活に必要な施設を利用させる事業をいう。以下同じ)を行う者がその従業員(従業員と同一世帯に属する者を含む。以下同じ)以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによつて小売業者の事業活動に影響を及ぼしその利益を著しく害していると認めるときは、省令で定めるところにより、その購買会事業を行う者に対し、従業員以外の者に購買会事業

を利用させることを禁止することが出来る。

(商業調整審議会)

第十四條 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に中央商業調整審議会、都道府県及び指定都市に地方商業調整審議会を置く。

2 中央商業調整審議会は、次に掲げる者につき通商産業大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

一 小売業者 五人

二 製造業者 二人

三 卸売業者 二人

四 消費者 二人

五 労働者 二人

六 学識経験のある者 二人

3 前項に定めるもののほか、中央商業調整審議会の事務をつかさどる機関、中央商業調整審議会の組織、議事及び運営その他中央商業調整審議会に關し必要な事項は、省令で定める。

4 地方商業調整審議会の組織、議事及び運営その他地方商業調整審議会に關し必要な事項は、中央商業調整審議会に準じて当該都道府県又は指定都市の条例で定める。

(主務大臣)

第十五條 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該指定商品の小売業者を所管する大臣とする。

(罰則)

第十六條 第四條(第六條第二項において準用する場合を含む)第六條第一項若しくは第十條第一項の規定又は第五條若しくは第八條の命令に違反した者は、三十万円以

下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の刑を科する。

第十七條 次の各号の一に該当する者(法人にあつては、業務を執行する役員)は、一万円以下の過料に処する。

一 第三條の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 第十三條の規定による禁止に違反した者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第九條第一項の規定による指定があつた際現にその小売市場規制地区において小売市場とする目的をもつて建物を新設し、若しくは小売市場の床面積を増加し、又は建物の用途を変更してこれを小売市場とする行為に着手している者については、その者は、第十條第一項の許可を受けたものとみなす。

3 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項を次のように改める。

3 組合は、組合員の利用に支障がない限り、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分額の総額がその事業年度における組合員の事業の利用分額の

総額の五分の一に達するまでは、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。

第百條第二号を次のように改める。

二 第十二條第三項の規定に違反して組合員以外の者に組合の事業を利用させたとき。

4 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一條ただし書を次のように改める。

ただし、当該事業年度において消費生活協同組合法(昭和三十三年法律第二百号)第十二條第三項の規定に違反してその組合員以外の者にその事業を利用させた場合には、この限りでない。

理由

適正な流通秩序を維持するため、製造業及び卸売業の小売部門への進出を阻止し、また小売業相互間の事業活動を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込である。

○松平忠久君 私は日本社会党提出の商業調整法について提案の理由を説明したいと思うのですが、この法案は前回提出しまして流れたものでありますので、ごく簡単に説明したいと思ひ

ます。

わが国の中小企業は全産業の中に占める地位は事業所において九九・九%、従業員数において八三・九%、またその出資数において五六%でありまして、その重要性は数字の示す通りであります。

今日の中小企業の悩みは過度の競争、金融難、税金高、原料高の製品安、施設の不備、技術の後進性、外貨導入の圧迫、アメリカの輸入制限、中共貿易の中絶など数え切れないほどあります。特に昨年以來の金融引締め政策の影響は深刻でありまして、その多くは生存の危機にさらされている実状であります。しかるに政府の中小企業対策は口先だけのごまかしで、当面の措置はもちろんのこと、恒久対策のごとき、実効を期待し得るものはほとんど何もないと言つても過言でありません。確かに二、三の立法措置は講ぜられましたが、しかし体系立ったものではなく、全くその場限りの思ひつき程度のもので過ぎないのであります。

裏づけとなるべき予算化、あるいは金融措置などに至つてはただ驚くばかりの少ない少額であります。千々にしめりを渴望している気の毒な中小企業者に対して政府の与えようとしているものは何であるか、それは独禁法の緩和、輸出入取引法の改正、産業基盤の確立等の名による大企業への集中化であり、中小企業への犠牲ではありませんか。空腹にあえぎながらパンを求める中小企業者に対し、石をもつてなぐりつけるがごとき冷酷な措置しか与えられないのであります。

わが社会は、今日、中小企業の置かれたこの窮状をすみやかに打開する

ため、本国会に独占資本の不当な圧迫排除、産業分野の規制、金融、税制関係及び百貨店法、官公需の確保など、中小企業の振興をはかる一連の産業経済関係立法十数件を提案しているのがあります。さらに法律改正十数件、行政措置四十数件等を含めて、中小企業対策を総合一貫的に推進しようとしてゐる次第であります。要するにわが国の中小企業対策は常に国の産業経済全体の中で考え、立法措置だけでなく所要の財政経済的裏づけを並行せしめその実効を期待しようとするものであります。

ここに提案しました商業調整法について概要を御説明申し上げます。本法案の目的は卸売業、製造業と小売業の間にまたは小売業相互の間にいわゆる業務分野を調整し、適正な流通秩序を維持することによつて一般小売業者を保護しようとするものであります。

今日、小売業者は、百貨店の新増設、あるいは大規模な月賦販売、予約販売等による不当な営業方法、大メーカーによるその製品の種々の手段による安売、また卸売業者による直接販売等により、その利益を著しくそこなわれているのであります。

そこで本法案はまず第一に、調整を要すべき業種と地域を商業調整審議会の意見に基づき主務大臣が指定することとしたのであります。すなわち小売業の分野において、製造業者または卸売業者と一般小売業者間に競合が起る、一般小売業者の利益がそこなわれるような場合に、関係の業種、地域を限つて一般小売業者の適正な経営を確保しようとするものであります。業種

及び地域の指定を行う理由は、不必要に消費者の利益を害することのないように考へてのことでありまして、この際小売業者の団体に指定の申請の道を開いてゐるのであります。

第二に、此の業種並びに地域指定があつた場合、特別の事情がない限り、指定地域において指定業種につき製造業者、卸売業者の小売販売は新規に行うことを禁止したのであります。

第三に、このような禁止は新規開業のものだけではなく、指定地域内指定業種に属する小売業部門の設備、新増設その他経営規模の拡張をも禁止したのであります。さらに既存業者の小売活動が一般小売業者の存立に重大な影響を与える場合、これが圧迫緩和につき適切な措置をとるよう行政命令を出し得ることとしたのであります。

第四に、以上の規制に対し、大資本による脱法行為が予想されるので、これが予防の措置を講ずることとしたしました。たとえば東横百貨店における東光ストア、高島屋における高島屋ストアなどのごとく、資本的にまたは人的に支配する別会社を組織し、いわゆるスーパー・マーケット方式による事業の拡張が行われている事例もありましたから、この種の事例は脱法行為とみなし、行政命令によつて排除措置をとる得ることとしたのであります。なほ百貨店関係の分については、わが党はすでに本国会に提出しております百貨店法の一部改正法案の中で百貨店法の脱法行為として規制を加えることとしたのであります。

第五に、公設または私設小売市場の新設拡張については、これを許可事項としたのであります。小売市場については特に関西地方に見られるように、その乱立が目立ち市場相互間並びに周辺の一般小売業者との関係、調整を要する事態となつております。そこで乱立防止に必要な地域を政令で定め、その地域内における小売市場の新増設を許可制としたのであります。この場合五大都市においてはその許可の権限を市長にゆだねた次第であります。

第六に、購買会事業の規制を行うこととしたしました。いわゆる会社購買会による小売販売事業は年間一千数百億円に上り、その員外者利用は周辺の一般小売業者に重大な影響を与えてゐるのであります。会社購買会は会社経営にとつて、その資金運営に寄与するばかりでなく、一方で労働管理にも利用されてゐるのである、その形態自体にも問題がありますので、わが党は別途、労働者の指導権による消費生活協会の組織がえを考へておりますが、ここでは当面、員外販売を禁止することとしたのであります。消費生活協会は購買会に比べて売上高はその四分一にすぎない微少なものであり、その組織は労働者の正当な生活権に基礎を置くものであり、購買会とは同一に論ずるわけには参りません。わが党は消費生活協会の存在意義を正当に評価し、わが党における小売事業活動の特殊な諸条件を考慮しつつ、消費生活協会对し特に員外利用二〇%を認めることとしたしました。

最後に、本法案の運用に重要な役割を果たすべき商業調整審議会の構成については、小売業者代表、消費者代表の参加を法文に明記し、公正にして適切

な運営を期待した次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○長谷川委員長 両案を一括して質疑に入ります。小林正美君。

○小林(正)委員 関係大臣がおられませんが、中小企業庁の長官にお尋ねいたしたいと思つておりますが、小売商は、言うまでもなくわが国の経済機構の中で末端の流通部門を担当して

おりまして、きわめて重要な役割を果しておるということは、ここであらためて申し上げるまでもないのであります。この小売商に対して政府の考

え方はきわめて冷淡である。ただ過酷な徴税の一番しやういところの対象ということには考へておるだらうけれども、何れ今日まで小売業者に対して見

るべき保護助成の手が差し伸べられたいことを私は聞かないのであります。全くあるがままに放置されてきた

といつても過言ではない。たとえば、一方においては、購買会や消費生活協同組合などのとどまるところを知らない行き過ぎ行為は、小売業者の営業権

をゆさぶつております。さらに近時大資本の圧迫はますますその激しさを加えて参りまして、百貨店の激しい制販

販、スーパー・マーケットなどの販流攻勢、さらにはメーカーの直流、卸問屋街の小売販売など、いよいよ小売業者からその生活権さえも剥奪しようとする現状に立ち至つておるといふことは言うまでもありません。かつて加えて重い税金、苦しい金額がそう一そ

ではないかということに非常に心配するのでありまして、一体中小企業庁の長官は、この問題をどのように考え、どのように処理されんとするのか、一つその考えを承わりたいと存じます。

○若武政府委員 御指摘のように、小売商の問題は相当困難な問題をばらんとおると思います。従来商業面に対する中小企業の問題といたしましては、製造工業に比べて若干おくれておるといふことはいふまでもないことですが、近年その経営を直しますために、積極的に若干の措置はいたしております。ことにこの小売商で一番問題になりますのは、一つは経営面の改善、合理化、もう一つは、その裏をなします顧客の誘引、サービスの向上という問題につながる問題であります。この点につきましては企業診断がかなり広く行われておりまして、昨年あたりの企業診断の件数の中で約六割は小売商であります。つまり積極的にどういう仕入れ方法をしたらいいか、どういう店舗の構造なり、商品の配列をしたらいいかという点で、相談所並びに診断の利用をやっております。それからそういうことにつきまして積極的に各種の経営上の指導資料を作成いたしまして、積極的に指導を行なっております。それからいろいろな共同施設等に対する補助金等も、少額ではあります。かなり出してあります。ただ問題は、御指摘のように、一つは小売商内部の数が多いという問題、もう一つは外部の小売商にあらずる者の小売行為が相当行き過ぎて行われておる。この両方の原因からかなり経営上の苦しさが見られる。そこで数

の方の問題は、これはわが国の人口問題あるいは社会構造等の問題と関連いたしまして、ひとり中小企業庁の力だけではどうにもならぬ点が多いと思ひます。いろいろ苦慮はいたしてありますが、それには実は全般的な経済政策、あるいは全般的な労働政策等がございませんと、単に中小企業庁の關係する分野だけではとても片づかない問題がございします。はなはだ残念でございしますが、そういう事情でございします。

外部の異質のもの小売行為に對しましては、さきに百貨店法を制定しまして、百貨店業者による小売行為の行き過ぎを抑えるということで、これもたしか先般の臨時国会で担当の局長から申したと思ひますが、百貨店法施行以来かなり現場面積はふえておりますけれども、しかしそれは申請になりましたものを相当押えて、小売商との調整をはかりながら、あまり問題がないところを認めて参つておるという状況でございします。なお百貨店關係につきましては、その他の問題もございします。目下いろいろ慎重に對策を考案中でございします。

それから異質のもの小売行為としましては、御指摘のありました購買會、消費生活協、農協等がございします。いずれも問題の起ります地域が、かなり地方々々で異なつております。地方の都市におきましては購買會、消費生活協が非常に問題を起こしてゐる。それから農山漁村におきましては農協による小売行為が、かなり問題を起こしておるといふ実情にございします。そこでこれらに對します對策といたしまして、先日御提案いたしました小売商業特別措置法によりまして、そういう異

質なもの小売行為の行き過ぎを是正するということにございします。

なお問題になりますのは生産業者あるいは問屋によります小売行為、これはそれほど全般的な問題ではございせんが、やり方によりましてはかなりの問題がございします。これらに對しましてはこの法案によりまして具体的にケース・バイ・ケースに解決をはかるということ、その手續等も規定してあります。しかしながら問題はいろいろ困難もございしますが、他方消費購買力は減税やベース・アップの關係で年々向上している。消費購買力の総額は、おそらくわずかながらございします。しょうが毎年々々ふえてゐる。それを扱います小売業者の数並びにその内部の格差ということが問題になると思ひます。結局異質なものある程度法律によつて押え、あるいは小売商の自身身の努力によりまして、経営の改善あるいは顧客の誘引ということに努めましても、やはり増加する購買力をそのまま中小の小売業者者に全部吸収するといふわけには参りません。そこでわれわれとしましては、一方において個々の小売商の経営の合理化、サービスの向上等の努力を期待いたします。ほかに、やはり共同の行為によりまして一つは施設なりサービスの向上をはかり、サービス条件の改善、つまり仕入れあるいは広告の問題という点に若干な点につきまして、共同行為等によつて合理化をはかるということも期待いたしまして、商業關係の協同組合、あるいは団体法によります商業組合等の設立、並びに運賃の指導を行なつておりますが、御承知のように商人は競争することが、実はその本来の行動に伴い

ます性質でございします。で、なかなか共同行為と申しますものがうまく参らない場合もございまして、組合活動等も製造工業に比べますれば、若干低調であるといふことはどうも否定できないのでございしますが、何とかしまして自己努力並びに共同の創意工夫によります力を、われわれとしても外から十分援助しまして、何とか中小小売業者の小売行為が乱されないように、また増加します購買力を上手に吸収するよう指導して参りたいと思ふのであります。

○小林(正)委員 今長官から、現在の小売業者というものの異質なもの、すなわち百貨店であるとか、その他生協、購買會などから非常に圧迫を受けている、同時にまた自分たち自身の問題としては過當競争で苦しんでゐる、さらにまた小売業者の経営が合理化されておらないという点に問題があるというお話がありました。私も全くその点は同感であります。ただどうも企業庁がやっておられるところを見ておりますと、企業診断というの一語に尽きると思ひます。ところが失礼な言ひ分でありまして、けれども、その診断たるやきわめてやぶ医者の診断であるといふそしりを免れない。しかもその診断に基くところのどんな特効薬が果して出されてゐるのか、わずかに若干の助成金が――中小企業に對してスズメの涙のようなものが出されてゐるにすぎない。こういうようなことで、果して中小企業に對する体質改善ができるとお考えかどうか。こういう点について私はもう少し尋ねをいたしたいと思ふのであります。大体私どもの承知するところでは、昭和三十一年におき

まして商店の数は実に二百二十万五千軒という膨大な数に上つております。特にこのうちでわれわれが注意して見なければならぬ問題は、そのうちでいわれる零細小売商の占める比率が圧倒的に高いことである。すなわち従業員四人以下の場合におきましては、実にその九二・二％が四人以下の小売業者である。さらにまた一人の従業員も雇っていない、いわゆる家族だけで商店を經營しているものが全体の七五％に上つてゐる。こういうことを私たちが考えたときに、この小売商の問題についてもう少しほんとうにこの辺で政府が広い視野に立つて考えない、これは大へんな問題が起るのではないかと私は心配するわけです。現在一体なぜこのような小売業者の状況になつてゐるかということ、私たちがこの際もう一度真剣に考へてみる必要があるのではないかと。昭和十九年のいわゆる戦争中一番小売商が減つたときであります。そのときは百六十八万の小売商人であつた、こういう割合にわれわれは承知しております。それが二十二年においては二百三十六万、さらに二十六年には五百十五万、三十二年は実に七百六万という割合におそろしいような飛躍的な数の増加を示してゐる。こういう割合に戦後八年間に実に二百三十六万から七百六万、すなわち四百七十万も商業人口が増加してゐるという事実を、一体当局はどういう割合に見ておられるか。大臣はおられませんか。で長官に聞きますが、日本の政治の貧困から来るところの過剰人口のいわゆるはきだめにされてゐるのが、現在の小売部門の実情であるといふことを、一体どのように説明さ

れようとするのか、その点を伺いたい
と思います。

○岩武政府委員 小売商関係の店舗の
数並びに従業員の数が戦後激増してい
ることは御指摘の通りでございます。

これにはいろいろな見方があると存じ
ております。御指摘のように、戦争中
の企業整備に基きます配給面の圧縮
ということが、戦後の統制解除に伴い
まして復讐して参ったということが一
番大きな要素だと思っております。そ
れにしまして、なお地域によりまし
ては、現在も若干の、統制とまでは申
しませんけれども、異質的な商業、小
売行為が行われておまして、昔日の
ように小売商が復活して参つておらぬ
というところも若干あるようでありま
す。しかし何と申しまして、全国的
に、ことに大消費地におきまします小
売商の数が戦前比に比べて多過ぎはせぬ
かというところは、これは数字的にはな
かなか立証がむずかしいのでございま
すが、概念的には言えることだと思
います。これはやはり雇用方面の停滞等
もございまして、比較的簡単に開業で
きる、特別な才能あるいは資金等の準
備がなくても開業できるということが
一番の原因だろうと思ひます。サービ
ス業方面と並びまして、小売商という
ものがどうしても簡単に生業を得る方
法であるというところは否定できない事
実であります。さりとて、これを多過
ぎるから抑えるということとは、全般的
な総合的な雇用政策あるいは計画的な
経済政策をとられませんか、単に流
れてくる水を防ぐということだけでは
押えられないこととございますから、
われわれとしては、できてくる小
売商を健全な経営にしたいということ

で努力いたしておるのであります。何
と申しますか、計画的に世帯数あるい
は消費者人口に合せて店の数を規制す
るというようなことは考えておらない
のであります。

○小林(正)委員 この小売商業特別措
置法の第一条に「小売商の事業活動の
機会を適正に確保し、」こういう文言が
あるわけですが、これは私は大へんけ
つこうな文言だと思ふのでありますが、
ただこの文言が単なる抽象的な表現に
終つては困る。ほんとうに事業活動の
機会を適正に確保するという目的を果
すために、具体的にどうしたいのか
というところを非常に真剣に考えない
と、今あなたの方で出されたこの条文
だけ読んでみると、いわゆる小売商の
事業活動の機会を適正に確保すること
はとても困難ではないか、こういう工
合に私は考えるわけですが、こういう工
合の小売商をどんな工合に持つていこう
とするのか、たとえばわが国産業経済
の基盤の中で、小売部門の占める位置
をどのように理解するか、適正な事業
活動の機会を与えるためには、業者の
数、従業員の数、またその取扱品目
や数量を一体どのように考えていく
か、この場合、税金、金融の面をどの
ようにあばいていくのか、それと
も今長官が言われたように、ただある
がまま、なるがままに放置しておい
て、大きな問題が起つたときだけ責任
のがれに彌縫策をとつてごまかしてし
まおうとされるのか。こんなことでは、
小売商の事業活動の機会を適正に確保
するということは、言うべくして非常
に困難ではないか、こう思うのです
が、この点はどうか。

○岩武政府委員 事業活動の機会を確
保いたしますことは、これはやはり異
質なものの小売行為、つまり本来の小
売業者にあらざるものの小売行為をあ
る程度押えて、反射的に本来の小売業
者の事業活動の機会を確保しよう、こ
ういうことであります。ただ先ほど申
しましたのは、積極的に商業者の計画
的な配置というようなことは考えてお
らないと申したのであります。できて
おります、あるいはこれからできま
する小売業者につきましては、これは
もちろん金融の問題あるいは税の問題
等につきまして、十分なる配慮をする
のが当然でございます。税の問題につ
きまして、おそろくこの国会におき
まして多年の問題でありました事業
税、ことに個人事業税の軽減というこ
とは実現するだろうと思ふ。もちろ
十分じゃないかもしれませんが、何と
かして軽減をはかつて、零細な小売業
者の経営活動を保護して参りたいと
思つております。また金融等につきま
しても、これは組織のものにつきまし
ては商工組合中央金庫、あるいは特殊
のものにつきましては中小企業金融公
庫、あるいは国民金融公庫等の方法に
よりまして、また市中のその専門の金
融機関等によりまして、十分とは申し
ませんが、できるだけ金融円滑の措
置はとりたいと思つております。現に
またそういう方向で、これらの金融機
関も動いております。ただいかにせ
ん、何と申しますか、先ほど来申しま
したように、比較的簡単に事業を開始
できますものから、十分な経験の
ない人、それにいわゆる適当な才能の
ない方が始められて、うまくいかな
い場合も若干あるだろうと思ひます。そ
ういうことで、百万円ございましたか

の全部の小売商に漏れなく十分な手を
打つということはあるいはむずかしい
かと思ひますが、できるだけ広い範囲
におきまして、政府の保護助長の手を
加えて参りたいと思つております。

○小林(正)委員 今あなたの言われた
全国の小売業者の数をどのくらいに押
えていくかということとは、今としては
考えておかない、これはあなたの御説
明で一応了解するのです。ただここ
でお尋ねしたいのは、しからばとにかく
あるままにはうておくということ
で、果して中小企業庁長官において現
在の日本の国の中にあるところの小
売業者の実態をつかめておるかどう
か、極端な言い方をすれば、どうい
う商売をやつておるものが何軒あるか、その
商売に一体何人の者が勤務しておるか
というような、そういう詳しい小
売業者のデータが、今直ちにここで皆
さんに説明できるかどうか、お尋ねし
たい。

○岩武政府委員 小売商につきま
しては、ある種のデータ、これは二年に一回
ほど商業統計調査を行なつておられ
まして、ある程度のデータはそろえてお
ります。ただ、これは一応の統計調査で
ございまして、経営の内容やその特質
等にわたりました具体的なものでござ
いませぬので、商業関係の対策を樹立
する上におきまして若干不備もござ
います。が、実は明年度商業関係の基
本調査を大規模に行いたいと思つてお
ります。その関係の予算も目下要求中
でございます。先年行いました工業関係
の基本調査に引き続きまして、商業関
係につきましても、こういうふうな中
小企業対策に合いますようなデータ
を得る目的で基本調査を行いたいと

思つておりますが、その結果を得ま
すのを待つまでもなく、先ほど来申し
上げましたように各種の対策を講じて
参ることは、これは当然でございます
。ただ、われわれが一番心配してお
りますのは、小売商と、もう一つは
サービス業者の問題でございます。こ
の二つの問題が中小企業対策全般の系
列から見まして、比較的好くれている
というところは御指摘の通りございま
す。さりとて、つとにわれわれ経済官
庁が考えておりますような経営面の指
導、あるいは税、金融等を通じてする
負担の軽減、あるいは助長、あるいは
組織活動、これだけでは完全な対策に
ならぬことは御指摘の通りございま
す。さりとて、その問題を根本的に解
決するということは、経済全般の基礎
の拡大の問題もございまして、あ
るいは雇用政策の充実等の関係もござ
いまして、一中小企業庁だけではな
かなかできないことは、先ほど申し上
げた通りであります。

○小林(正)委員 今長官は、中小企業
問題については、企業診断に重点を置
いてやつていられると言われたわけであ
ります。これは私も賛成であります
。ただ問題は、個々の商店の企業診
断だけをどんなにりっぱにやつてのけ
たつて、それは何もならぬと思ふので
す。大事なことは、今日の日本の商業者が
一番苦しんでいる問題が、何といつて
も過当競争であるとするならば、やは
り日本全体の商業人口のあり方という
ことについてもっとメスを加えて、十
分な日本全体の企業診断を行わな
い。これはとんでもない間違ひになら
ないか。かりに病人にしましても、あ
る一人の子供が肺結核になった。その

全部の小売商に漏れなく十分な手を
打つということはあるいはむずかしい
かと思ひますが、できるだけ広い範囲
におきまして、政府の保護助長の手を
加えて参りたいと思つております。

全部の小売商に漏れなく十分な手を
打つということはあるいはむずかしい
かと思ひますが、できるだけ広い範囲
におきまして、政府の保護助長の手を
加えて参りたいと思つております。

肺結核の患者に対して適當な治療を行うだけではいかぬ。なぜ肺結核患者が生じたかというその生活条件とか、その環境の中で考えていかないと、幾らよい薬を飲ましてもだめだ。そういうことと同じではないかと思う。そこで私はこの際長官にお尋ねしたいのですが、私は、やはり場当たり策でないところの恒久的な、しっかりした小売商の対策を立てなければならぬという現在の段階において、まずわれわれが一番最初にしなければならぬのは、小売商の実態を把握しなければならぬのじゃないかと思う。小売商の実態の把握なくして、私は商業対策はあり得ないと思う。そこでそうなると、私は一日も早く登録制というものを、戦後後雨のタケノコのように、あるいはまた、はきだめのウジ虫のようにめっちゃくちゃにふえていくという小売商のほんとうの姿を、数字の上で的確に、少くとも中小企業庁はつかまなければいかぬじゃないかと思う。小売商対策のまず第一のよりどころとして、私は登録制を実施することが必要ではないかと思うのだが、この点について長官の御意見を承わりたい。

○岩武政府委員 小売商の実態の把握につきましては、私どもの意見としましては、登録制よりもむしろ立ち入っ

た統計調査の方がいいんじゃないかと
思っております。と申しますのは、登
録関係だけでは、ただどこにどうい
う店があるという程度にすぎないと思
いますので、やはり問題は経営の内容特
質等に立ち入った調査が必要だと思
いますので、これはお話でございま
す。私の方では登録よりもむしろ基
本的な、あるいは立ち入った統計調
査の

方が必要だろうと思っております。それともう一つは、御指摘のような登録制度でございますと、御承知のように実は小売商関係は、新規開業、転業等々が非常にたくさんございますので、なかなかそのトレースが大へんなようでございます。出先機関におきます登録事務の煩雑等がまた相当多くなりますので、そういうことはいかがかと思いますが、実はその関係の手数あるいは費用等が、それによって得られる効果よりもはるかに大きいものがあるようでございます。なかなか出先の機関におきましては登録制の実施につきまし

て、まだ十分な理解等もむずかしいようにでございます。のみならず、登録ということは、御指摘のような趣旨でございますが、片面といたしますと、何かこれを基礎にしまして政府の方で制限的な措置をとるんじゃないかというような誤解も生みまして、かえって権利をとっておこうというような逆の現象が生ずるおそれもございます。私どももといたしましては登録制の御趣旨はわかりますが、それよりもむしろ立ち入った基本調査の方が小売商の経営の実態をつかむのには、手っとり早いんじゃないかと思っております。その意味で登録制の問題はこの法案にも採用しておられないわけにあります。

○小林(正)委員　今あなたの答弁によると、もしそういうことをやったら、かえって業者がいやがるんじゃないかということでございますが、少くとも今全国の小売業者は、打って一丸となつて小売業者の登録制を強く要望しておる。やはりこの際あなたは耳を傾ける必要があるんじゃないかと思う。さらにこの登録制よりも大事なのは基

本的な調査である、こうおっしゃる。私もそうだと思う。もしそうだとするならば、両方やたらどうですか。小売商の希望している登録制を実施して、さらにあなたが言われる基本調査をやられれば、ここに日本の明確な小売業者の実態が浮き彫りされるのではないか。あなたはなぜ登録制をことさらに回避されようとするのか、もう一度伺いたい。

○岩波政務委員 私が申し上げたのは、登録だけでは実態がわからないというのを申し上げたわけでございます。と申しますのは、登録制であるのと、何丁目何番地にどういふ店があるということよりあまり深く入れないじゃないかと思ひます。小売商の一番の問題は、店舗の規模、大きさ、仕入れの金額、売上金額、投下資本の回転状況、あるいは借入金状況というふうな経営の中身のことが、実は一番大切でございます。店の数あるいはその分布状態ということ、必要でないとは申しませんが、むしろ先ほど申しましたような経営の実態をつかむ方が、われわれが小売商対策を考える上におきまして一番必要じゃないかと思ひます。両方併用ということよりも、基本調査の方が大事でないかという工合に申し上げたのであります。

す。

○小林(正)委員 どうも少しあなたは
こたわっておられると思う。日本人の
実態を知るためには、われわれはちや
んと戸籍を持つておるわけですね。個
人の名前は全部役場に登録されて、そ
こで初めて男が何人、女が何人、幾つ
の子供が何人おるかということがわか
るのです。ですから、これは実態調査

をする前提条件として当然必要なことだと思ふ。どうもあなたはまだその点についてには十分な御理解をお持ちになつておらぬようでありますから、これ以上この問題で話をしても始まらぬと思ひますので、その次に進めたいと思ひますが、現在日本の小泥業者が登録制を非常に強く要望しておるということだけは、あなたは記憶にとどめておかれないと、実態調査、実態調査といつて、登録制を前提としない実態調査というものが果してあり得るのかどううか。これはもう少し勉強してほしいと思ふ。

その次に私がお尋ねしたいのは、第五條以下にしろるされておるところの、小売市場の規定の問題ですが、政府の考えておるところは、およそ的はずれなものであると言いたい。なるほど世の中には、弱い者いじめの悪い人間が非常に多くおりまして、町のボスなどの連中が高い権利金や家賃で暴利をむさぼつて、そのために小売業者を泣かせるおる例は少しとしない。それに對する取締りも私は大いに必要であると思ふ。しかしながら、ここでも一つあなたの方に考えていただきたいことは、今小売業者が一体何を望んでおるかという事です。小売業者が眞に国会に法の取締りを望んでおるのは、實は

そのほかにある。そのほかとは何か。すなわち神戸、大阪、名古屋、横浜、札幌などにおいて、小売市場が現在もうどんんどんと乱立しておる。そのため市場の相互間とか、あるいはまた市場对小売商との間に、実に見るに忍びないような過当競争が現在行われておる。市場内はもちろん、その周辺の小売商が非常に経営の困難に現在あえい

でおるといふことは、私たちは十分知らなければならぬと思うのであります。この過当競争を防ぐためには、その新設、増設を許可制にしてほしいと現在小売業者は叫んでおる。しかるに何ぞや、この点には政府の原案というものも少しも触れておらない。小売商業特別措置法の第五条以下の関係条文は、一体何をうたつておるのかと私は言いたい。法律みずからがきわめて親切丁寧に店舗の賃貸しの仲介人に成り下つたような感じを私は持つ。この点についてあなたのお考えをお伺いしたい。

○岩武政府委員 われわれの原案の趣旨は若干お説のところと違っておりまして、小売市場が五大市で乱設される原因は何だろうかというところから始まったわけであります。そう考えてみますと、市場の開設者、つまり市場という建物を賃貸しておる業者が、何かあるのではないか。そのために各地で非常に乱立する傾向を持つてはなないか。現に同じ人が市場を五つも六つも持つておるのを聞いておるわけでありますが、それを分析して参りますと、利益ということは、結局権利金をかなり取つて建物を建てるとか、あるいは、貸付料等において、中に入つて

おる小売商に、かなり過酷とまで申へませんでも、不利な条件でやっておるということから、そういうふうな市場を作ろうという動機になっておりますものを押えようというのであります。この法律によりますれば権利金の徴収は認められておりませんし、またよくあります、売り上げの五%というふうな取り方の貸付金等は認めないという

ふうなことで、できるだけ中に入っておる小売商の地位を擁護しよう、こういう考えであります。反面から言いますれば、小売市場の開設者つまり貸業者にとっては、あるいはこれは不利な法律かもしれません。われわれの方といたしましては、中に入っておる小売商のことを考えるのが一つの問題ではないかと思ひます。もう一つ言ひますれば、そういうふうな中に入っておる小売商をいわばいじめて、たくさん小売市場を作るといふことは困ることじゃないか、こう思ひておられます。そういうふうな小売市場を作るといふ動機になつておられますところを押えよう、こういうわけであります。

○小林(正)委員 その点もだいたい私もと考へ方が違ふのでありまして、私は長官に一つ申し上げたいのは、この市場といふのは市民の生活に直接影響するところが非常に多い。特に考へなければならぬことは、市場といふのはわれわれが生きていくためにほとんどその日の必要な食糧ものを扱つてゐる。そういうようなことを考へたときに、その市場を経営する者とそこに入る小売業者との間にさへ、そういう極端な搾取関係がなければならぬといふといふようなことでほとんど市場ができません、なるほどその中に入つておる小売業者と市場経営者の間のトラブルは起らぬといひましたけれども、結局市場間市場、市場と小売業者との間に非常な過当競争が起りまして、悪いものを高い値段で売らなければやつていけぬことになつてしまふ。あるいは腐りかかった食べものを販売しなければ結局経営がでなくなつてしまふというやうな非常な危険をかもし出すやうなおそれがあるんじゃないか、私はそういう点を憂へるわけでありま

し出すやうなおそれがあるんじゃないか、私はそういう点を憂へるわけでありま

そこで私の言ひたいのは、第七條が一から六までいろいろあつておりますが、その貸付契約の内容といふものをよく調べてみると、周辺の小売業者との過当競争を未然に防ごうといふやうな文句は遺憾ながら一言半句も載つていない。きつめて親切丁寧で、市場の所有者と小売業者との間の契約の関係を規定してある、こういうやうな法文であらうと私は考へますので、この点をあなたにお願いしたいのだけれども、現在業者が騒いでおる。たとえば神戸で騒いでおる。大阪で騒いでおる。名古屋で騒いでおる。これはその市場の所有者と市場の中で店を出しておるところの連中のトラブルじゃないか。市場がほとんど乱立し、その市場の中でお互いの競争、あるいは周辺の小売業者との間のトラブルが起るからこれを何とかしてこれといふのが、それもこの市場に対するいろいろの法律を作つてほしいといふ小売業者の声を聞かなくとも私は思ふ。ところがそういう点については、少しも当局の原案といふものは考へていらつしやらない。小売業者は今腹が減つておる。腹が減つたから泣いておる。そんなときにおもちゃであやしたり、紙芝居を見せて、それで一体何になる。問題の中心をぼかさぬでほしいと思ふ。こんなことで小売業者はごまかされやしない。政府はもっと真剣に、しかも謙虚に、一体小売業者は何を考へておるのか、何を要求しておるのか、こういう点について、なぜもっとほんとうに業者の血の叫びをあなた方は聞こうと

なさらないのか、その点についてもう少し私はお考えを承わりたい。

○岩武政府委員 御指摘のところは市場開設者の声かと思ひますが、中に入つておる小売商は、むしろこういうふうな適正な貸付金で行われることを期待するだらうと思ひます。市場の開設者は反対に、政府案ですと今後の拡張、新設、増設の余地はございませんで、かなり反対するのじゃないかと思つております。私たちは中に入つておる人の声も十分聞きたいと思つております。ただこういうふうな権利金を規定し、あるいは歩合制による家賃等を規定いたしました場合に、適正な貸付金だけで今後小売市場が乱設されるのではないかというお話がございましたが、私はさうでないと思ふ。権利金が取れなくなりあるいは流上歩合による家賃が取れなくなり、かつ家賃自身もかなり押えられらるゝことになりますれば、今後小売市場を作ろうといふ意欲を持つてゐる人も減つてくるのではないかと思ふ。だからわれわれといたしましては、乱設防止ということをや表面から規定いたしませんでも、こういうふうなやり方によつて小売市場の今後の乱設は防げるだらうと思つております。理想的に申しますれば、この相互間の距離あるいは付近におきます所帯数等から考へまして、計画的に配置するのがほんとうかも知れません。そこまではなかなか現在の態勢では参りません。このやうな経済的な増設の動機を抑へることによりまして、大体所期の目的を達成できるだらうと思ひます。

○小林(正)委員 私はあなたの方の原案が間違つておると言うのではないのですよ。これはこれでいいと思ふ。ただ一番大事なことを抜けさしておるということなんです。先ほどあなたの言われた商人の実態調査と私の言う登録制の問題を併用したらどうかと私は申し上げたい。それと同じやうに、今度の場合でも、あなたの方の考へられるやうなこういうやうな一つの規制の仕方ももちろん必要である。しかしながら同時にそれ以上必要なことは、やはり市場が乱設されることを防止するために、ストレートの一つの法律を作らなければならぬか、こういうふうなことを私は申し上げたい。この点も少しあなたの考へ方と違ひますが、私はあくまでこの点については、社会党の原案について両方兼ね行わなければ、ほんとうに市場問題の解決はつかない、かやうに考へるわけでありま

その次に、第十五条以下の関係条文についてお尋ねをいたしたいのであります。製造業者または卸売業者が小売を兼業する問題について十分考へてみたいと思ひます。政府案によりますと、製造業者または卸売業者が、小売商との間に紛争を起した場合に、都道府県知事があつせんまたは調停を行ふといふことになつております。さらに、その紛争解決のためには、主務大臣において勧告ができるという工合にもなつております。しかしこの一連の考へ方には、その中に私は多くの危険をはらんでおるのではないかと、うことを心配するのであります。なぜなれば、問題の処理を大臣や都道府県知事にゆだねるという行き方には私は問題があるのではないかと思ふ。なぜなれば、これは勢い扱いがきつめて官僚的、独善的あるいは権力的な形となつて現われるであらうということを僕は心配するわけでありま

○岩武政府委員 これはやり方の問題であらうと思ひますが、御指摘のやうな、政府機関あるいは地方団体の一方的なことがあつてはいけませんので、場合によりましては調停といふやうな制度を設けたのであります。第三者に解決をはかりたいという意味で、調停制度を設けております。この問題は調停の問題でありますので、通産大臣が勧告されま

○小林(正)委員 今、調停の話が出たのですが、そこで聞きななければならぬと思ふのですが、第十六条にいう知事の委嘱する三人ないし五人の調停員、私はここにも非常な問題があると思ふ。それは、公益を代表する者及び当該紛争の当事者の事業に關して学識経験のある者といふ工合になつております。しかしこれはきつめてばく然たる規定となつてお

受けることは、今日までしほれば私たちがいやというほど体験させられてきた過去の事実であります。大体私はしゃくにさわるのは学識経験者という言葉であります。最近では学識経験者という言葉が非常によく使われておりますが、これはもつと極端に言うならば学識経験者なものです。こういう学識経験業者というのは、時の為政者にとつて都合のよい代弁者はほかにないと思う。ここにもまた弱者、すなわち小売業者の力が正しく行政の上に反映されないままに泣き寝入りをしていられてしまうような結果を招くのではないだろうかというところを、私は心から憂う次第であります。公正にしてかつ適正な問題の解決を期するために、果してこのような政府の考へておる調停員でいいのかわか。少くとも小売業者の代表あるいは消費者の代表というものをばつきりと比率をきめて、そして商業調整審議会というようなものを設けて審議をしなければ審議の公正を期したいのではないか。相変らず学識経験業者を選んで、あなたの方の代弁者として政府の考へておる、そういう都合のいいような結論を引き出そうとするのかどうか。その点もう一度お伺いしたい。

○岩武政府委員 学識経験ある者というのは最近の法律用語でございまして、今御指摘のような公平な人を選ぶというときの一つのきまり文句でございまして。この中身につきましては、御指摘のように大企業の方に関係のあるような人に小売業者のことを調停してもらうという気持は全然ございませう。そういうことは十分に十分注意したいと思ひます。これは特にこの

法律施行におきましては、都道府県知事にわれわれの方も施行に關しまするいろいろな通牒を出すわけでありまして、そのうちにもこの問題につきましても、そういう御指摘のような疑惑を生じないように十分注意するつもりでございまして。審議会の案がちょうど小売商業調整法案の方に出ておりますが、これは若干意見の相違かと思ひますが、普通審議会と申しますと、両方集まって案件について議論を戦わす。そうしてこの結論を設置者に対して答申するという一つの諮問機関が通常でございまして。こういうふうな具体的なケースを片づける問題は、そういうふうな討論の場ではなくて、むしろじっくり両方の言い分を聞いて話を落ちつかせて、そうして解決をはかる。そういうことになりまして、審議会みたいな大きな組織よりも調停という形で、じっくりやられた方が効果をあげるだらうと思ひます。あえて審議会がいかぬとは申しませんが、政府案で調停という制度を設けましたのは今申し上げたような趣旨でございまして。どの業界から何名というふうなことは、これはわれわれも施行の際の通牒等におきまして、御指摘のような点も含めまして十分考へたいと思ひます。ただ消費者代表というふうなものは必要と思ひますが、うまく選ばれるかどうかといふことが一応問題となると思ひます。できるだけ公平に物事を見る人を選びたいと思つております。

○小林(正)委員 今の答弁の中に、調停員の中に小売業者の立場を代表する人を入れることについて考へるといふ御答弁がありましたので、一応私も了承するわけですが、しかしながら

がらどうもこういう調停員といううな形でございまして、長官の気持が正しく末端にしばしば反映しない場合が多い。だからこれはあくまでも社会が案のような商業調整審議会を設けて、はつきり比率をきめて、法律の上で明示して、そうして下の方におろしていかないと、結局は非常な間違ひを起すことになりはせぬかといふことを私はおそれるのであります。先ほど来長官の御答弁を承つておりますと、まだ中小企業庁の長官に御就任になつてから間もありませんし、あまり自信もないような御答弁で、これ以上私は追及したくないのでありますが、あなたにお尋ねしますが、あなたは手形をお書きになったことはありますか。

○岩武政府委員 手形のような商行為を行なつたことはございせん。

○小林(正)委員 私はいつも思ふのですが、少くとも中小企業庁長官なんかは、一ぺん野に帰つてほんとに自分で商店を経営して、前だれをかけて、いらつしやいませといつて、朝から晩までやつてみて、初めて中小業者の氣持がわかると思ふ。私は終戦までは実地地位にあらたつたのですが、終戦後引き揚げて参りました商店の経営を現在十何年やつております。何が苦しいといつたて、手形を切つてその期日に手形を落すまでの努力というものは容易なものではありません。ほんとうにたい。私は代議士になるために総選挙で戦いましたが、ほんとうに選挙で当選するくらいは苦しさ、業者といふものは毎日々々手形を落すために苦勞しておる。あなたは長官の部屋でソファーに腰かけておつて、そんなこと

では私は業者の氣持はわからぬと思ふ。だからあなたは少くとも中小企業問題を論じようと思つたら、ほんとうに一ぺん業者の氣持になつて、業者の中に入つていって、もつと真剣に取り組んで勉強してほしいと思ふ。ただ学問で、デスク・ワークでもつてこんな問題を解決しようと思つたら大きな間違ひなんです。あなたの体験、あなたの足で中小企業問題を解決してほしい。たとえば百貨店の月賦販売の問題、これはずいぶんやましくいわれておりました。一体どういふことになつたのか、何も結果は現われてこぬじゃありませんか。スーパー・マーケットの問題、一言半句もあなたの原案のうちに入つておらぬじやありませんか。こういうことを私たちが考へたとくに、こんなことをここであなたに言つても始まらぬが、少くとも手形の苦勞を知つてゐる者が中小企業庁の長官にならなかつたら、手形の切り方もわからぬような者が、中小企業庁の長官でございまして、いふようなことでは、あまりえらそうな顔はできぬと思ふ。私はきょうはこれ以上言ひませうが、まあ手形用紙をごらん下さい。手形用紙をあなたのところに持つていつて、これを書いて下さいといつてもよい書けぬと思ふ。番号を入れて、支払い場所を書いて、あれはできませんよ。そういうこともよく勉強して、たとえばあと五日たつたら二十五万円の手形を落さなければならぬといふときの業者の苦しみ、売り上げが伴つてこない、どうしても八万円足らぬといふときに、朝から自転車でかけずり回つておる姿、こういう姿をあなたがよく御認識ならぬと中小企業問題は解決

できない、血の通つた政治というものはできぬと思ふ。一そうの御勉強を特に希望しまして、私の質問を打ち切ります。

○長谷川委員長 松平忠久君。

○松平委員 若干時間があるようですから中小企業庁の長官にこの際お伺ひしたいと思ひます。

今来年度の予算折衝が始まつておるのでありますが、中小企業関係の予算折衝の段階において今日まで中小企業庁の要求されておる項目並びに金額並びにその折衝の状況を、この際ここで時間の許す限り一つ御発表願ひたいと思ひます。

○岩武政府委員 せつかくのお話でございましてので本席を借りまして、目下要求中の中小企業関係の予算の概要を申し上げて御協力を得たいと思ひます。

重要な項目について申し上げますが、一般会計におきまして特に力を入れておりますのは設備近代化の補助金の問題でございまして。これは三十三年度予算に六億円計上されておりますが、この補助金につきましては、会計検査院並びに大蔵省方面で若干の誤解もあるようでございまして、この際設備の近代化の制度を立て直してやりたと思つております。中央で重要な中小企業関係の輸出産業あるいは基礎産業等につきましては業種を指定いたしまして、それについて近代化の長期の計画を立てようといふ考へ方でございます。今までも業種を指定しておりまするし、ある種の設備近代化の目標を持つておりましたが、これをもう少し具体的にきめよう、そのねらいとし

できない、血の通つた政治というものはできぬと思ふ。一そうの御勉強を特に希望しまして、私の質問を打ち切ります。

きわめてわずかでございますが、三千

万戸余り計上しております。本年度はこの仕事をふやしますほかに、特産品の輸出という問題を積極的に取り上げまして、今まで日本に隠れておる特産品でアメリカ、ヨーロッパその他の方面の嗜好に合いますようなものを輸出いたしましたして、これをジェットロを通じて積極的に海外に宣伝し、売りさばきたいと思っています。御承知のように特産品の仕事は先方の好みに合うかどうかという一つの問題がありますので、この辺につきましては専門のデザイナー等も今年もアメリカから呼びましたが、こういうふうな専門家の目で見たものを選ぶということと、それからもう一つは先方におきます売り込みの努力を十分させませんと、普通の商品みたいになだかたログなり、あるいは普通の規格の注文で物が売れるというものではございませんし、また展示場に展示しておけば自然にお客がつくというものでもございませんし、積極的に足を棒にして売り込んで参るという努力も要るようでございますから、これはまず手始めにジェットロ

その次に、これは明年度新しい仕事でございますが、先ほどお話しがございました中小商業の基本調査を明年度行いたいと思っています。これは商業

問題が漸次重要性を加えて参りますので、経営の内容その他のことにつきまして、中小企業政策に合いますような調査をいたしたい。昨年行いました中小工業の方の基本調査は集計がだんだん進みまして、来月の下旬には多分第一巻が出ると思っております。いろ

いろいろ各方面に期待されておりますが、明年度は引き続きまして商業の方を行いたいと思っております。

それからその次は全国及び都道府県の中央会の事業補助で、今年度五千万円計上しておりますが、明年度はさらに補助対象になります事業をふやしまして、労働関係の問題につきましては、もう少し中央会等におきまして積極的に指導して参りたいと思っております。御承知のように最低賃金法あるいは退職共済金等の制度もだんだんと整備される方向にございますし、また労働組合運動等各地で中小企業界にも浸透して参っております。中小企業者が今までのような労働関係の問題につきまして関心が薄いということでは、今後の健全な経営はできませんので、ぜひそういう問題についての指導を充実したいと思っております。

それからちよつとお話が前後いたして恐縮でございますが、協同組合の共同施設の補助でございます。これも本年度一億円計上しておりますが、明年度もいろいろ製造工業方面あるいは商業方面につきましても、かなり共同施設設置の要望がございますので、この補助金はぜひ明年度も続けて参りたいと思っております。

財政投融資といたしましては、これは大きな数字でございますが、第一番目は商工組合中央金庫の金利引き下げの問題でございます。これは御承知のように、中金の金利は現在短期のものつまり一年未満のものが日歩二銭六厘五毛でございます。それから一年ないし二年のものは一割でございます。二年以上のものが年一割五厘、ほかの政府機関に比べますとかなり高い金利

でございますが、そのほかに転貸手数料等が加算されますし、また保証等をつけます場合には、先ほど申しました保証協会の保証料等がこれに加算されますので、末端におきましてはかなり高い金利になります。これは前々から国会方面でもいろいろ御指摘をいただいておりますが、何せこの中金の資金調達のもとが、御承知のように大部分七割までが商工債券の発行によるものでございます。しかも市中の引き受けによりましてのがかなり多いのでございます。そうしますと、どうしても発行者の負担が七分前後になりますので、コストは非常に高くなる。また預金の方もそう簡単に中小企業者から集まる状況ではございませんので、この際政府から大幅な出資を行ひまして、無利子の資金によりまして金利を下げたいと思ひまして、明年度三十億の出資を要求しております。三十億の出資を入れますと、大体先ほど申しました長期のものがなままして九分八厘程度になるものと思ひます。短期のものが二銭六厘、これは下げる幅が低うございますが、大体その程度に下げたいと思っております。一番力を入れてやっております。

それから債券の引き受け、これは資金運用部で利付及び割引の商工債券の引き受けをいたしておりますが、これは資金需要もかなりふえて参りますので、九十億程度必要かということと要求しております。

中小金融公庫の方でございますが、この公庫の方の引き下げの問題は、積極的な政府出資を大幅に行わなくても、貸出準備金の処理等によりまして、若干下げられる見込みでございます。

すので、そのためには特別な手当はいりませんが、むしろ明年度は資金運用部から借りておる金を返済するのが非常にふえて参ります。今年度よりも七十億程度償還期限が来るのがふえて参ります。従つて借りかえになります。が、借りかえの元を、運用部から来ます金を、本年は二百九十五億ですが、これを少くとも三百九十億程度入れれば、実は貸付の元が本年に比べてあまりふえないことになりまして、この際この融資の増額はぜひ実現したいと思っております。

それから、これは直接中小企業庁の監督下にはございませんが、中小企業対策と非常に関係のあります国民金融公庫の問題であります。実は国民金融公庫の資金需要の様子を見ておりますと、非常に申し込みが多くてそれに応ずる資金にいつも苦しんでおるようでございます。来年は融資、つまり運用部からの借り入れを、本年度に比べて百十億程度ふやしまして三百六十三億というふうな要求しております。これは主として一般貸付の方に回す金でございます。そのほかに御承知のように国民金融公庫では、恩給担保貸付でありますとか、あるいは帰還者の引き揚げ資金の貸付というふうな特別貸付の制度、これは年六分の金利でございます。これは相当回つておりますが、実はその方の年六分という貸し出し金利を維持するための原資をいたしまして、五十億余りの出資を要求しております。

大体以上が財政投融資のおもな項目でございますが、御承知のように財政投融資は資金運用部の原資が足りないとか、あるいは産業投資特別会計の方

からの出資源がどうも少いかいようなことで、かなり難航するようでございます。ぜひ一ツ皆さん方の御協力によりまして実現したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 この際、新潟県下における天然ガス採掘に関する問題について発言を求められておりますので、これを許可いたします。櫻井奎夫君。

○櫻井委員 私は過般来大きな問題となつております新潟地区における地盤沈下の問題につきまして、特に天然ガスの採掘に関する問題について質問を申し上げたいと思つております。

これは過般来新潟県にも地元有志が参られまして、新潟市の沈下の現状については、地域住民の方が直接委員の皆さん方に陳情を申し上げたわけでございます。この地盤沈下は御承知の通りすでに三年前から始まつておりまして、沈下のひどいところは一メートル八十、二メートル近くの沈下をいたしております。年々一日平均一ミリ一分の速度で進行しておるのであります。政府におかれましては、この沈下の現象というものが思つたよりも非常な速度で進行しておる、これは一日も捨てておくわけにいかないということで、復旧の事業は建設省、通産省方面を通じて着々やつていただいております。ありますが、しかし沈下は今日一つもとどまつていない。昨年度よりもむしろ今年度においては沈下の速度が進んでおるといふのが、今日の事態でございます。これはもちろん地元といたしましては、また国といたしましては、一日も放置することができない重大な

問題であらうと思ひますが、今年度は特に沈下の状況がひどいので、二十四億の災害に伴う復旧費を要求いたしております。地元はこの二十四億の復旧費を、どうしても単独立法をいたしても困庫の方から支出をしていただきたい、こういう要望が強いのでござい

ますが、私は問題はそういう自然的な、沈下していく、波浪が入つてくるとか、高波が寄せてくる、こういうのをとどめるために防波堤を築かれたり、かさ上げをするということだけではなくて、やはり今日の沈下をとめる、このことが一番の根本的な対策であらうと思つたので、従つて地元におきましても、また政府におきましても、地盤沈下の原因を究明するためにそれぞれ審議会が置かれておるようでありまして、科学技術庁にもこの審議会が設置されまして、鋭意この原因の究明に今日當つておられるわけであります。しかしまだ確固たる結論に達していないというところを、私も聞いておるのであります。しかし地元といたしましては、御承知のように昨年度よりさらに急速に下つておるといふこと、このことはいくらに科学的究明の結果を待つておるわけにいかない、こういうのが今日の実情であらうと思ひます。しかももうこれは万人の見るところ、今日沈下の原因の大半は天然ガスの採掘であらうということが一致した意見でございます。これはもちろんほかに付随した原因はあるかもしれせんけれども、このガスの採掘がその有力なる原因である、こういうことは地元ではほぼ科学的に裏打ちされたものではございませんが、住民の意見でございます。今日一日平均五十万トンの地下

水が汲み上げられておる。こういう状況の中で、やはり地盤が沈下していくというのは当然であろうという見方は強いのでございます。従ってやはり私は、このガスの探掘を何とか考慮願うということが、今日の沈下を阻止する大きな対策の一つであろう、こういうふうに考えるわけでございますが、この原因について、今日の段階においてこの審議会においてはどのような結論を出しておるか、その点をまず科学技術庁の資源局長にお尋ねいたしたいと思ひます。

○黒澤説明員 たいま御質問のございました調査機構につきましてまず申し上げます。

科学技術庁の付属機関に資源調査会というのがございます。その資源調査会は委員の定員二十名で構成されております。その資源調査会に新潟地盤沈下調査特別委員会というものを設けてまして、たゞいまその委員長は、科学技術庁の審議官で、資源調査会の委員でございますが、安芸敏一先生がそれを勤めておられます。先日まで私がその委員長をやっていたわけでございまして、行政の方と付属機関である資源調査会ということとあまり混同しても工合が悪いと思ひましたので、安芸敏一先生にかわっていただいたわけでございます。

それで実は本年の三月からずっと調査を続けておるわけでございますが、簡単に申しますと、まだ最終結論を得る段階に至っておりません。何分にも非常に広範な地域に非常に急激な沈下が見られますので、その沈下の下降そのものを測定するために種々考慮いたしまして、水準測量を反復実施し、そ

れから重力測定をいたしますし、潮位観測をいたしますし、それから地下深く観測井をおろしまして、各深度別の収縮量を調査するというようないろいろのことが各方面で行われておりますので、その観測のデータを総合して結論を出すべくたいま努力中でございます。それでこれは後ほど鉱山局長の方から説明するのがほんとうかとも思ひますが、たゞいまございまず層別観測井は、運輸省が主管いたしますものが二十メートルが二本、それから六十メートルが一本、三百八十メートルが一本、六百十メートルが一本、これだけの観測井を置いているわけでございまして。それで先日つきました予備金支出の調査費から、さらに運輸省においても二百メートル一本、それから通産省において、これは深度は大体百メートルと思ひますが、それが三本おろされることになりまして、たゞいまおそれく掘さく中でありまして、これが動き始めますのは年度内と思われまが、その結果が出て参りましたならば、さらに一その観測データがそろいますので、結論が早く出せるようになるんじゃないかと思ひますが、たゞいまのところでは、運輸省のやつております山ノ下地区だけのデータにつきましていろいろ議論がございまして、もう少しデータを固めていこうというところになっております。現在までに得られました観測結果をくくかいつまんで申しますと、沈下の最も激甚なところは、新潟の港口の臨港地帯から先の方でありまして、一日に一・二ミリの沈下が見られております。

うしろの方になりますと、だんだんに減っておりますが、一日に一・二ミリと申しますと、年率にいたしまして五十センチをややこえるというところでございまして。検潮儀の記録は、日本海の北は酒田港から鳳凰、新潟、それからずっと西の方に参りまして柏崎、伏木、これだけの調査をして見ましたところ、新潟だけの潮位が上つていっているわけでありまして、これは新潟だけの局部的沈降ということになるかと思ひます。それから深井戸の抜け上り観測をしてありますが、なかなか区々でございまして特に抜け上ったとかいうような顕著な事実は認められておりません。それから重力測定をいたしましたところ、重力測定の結果〇・三ミリの重力減少が見られております。この事実をどう解釈するかというところにつきましては、たゞいま研究中でございます。

次に観測井でございますが、たゞいま申し述べました山ノ下地区における観測井は六十メートルの深さのところまで一日に〇・七ミリ程度の収縮が起つていっているように観測されております。浅い方に行くに従ひましてその収縮量は減少しております。たゞいま山ノ下地区だけの観測だけではちよつとデータが不足でございますので、さらに深い二百メートルの井戸、それから通産省において別の箇所にか所というところをたゞいま井戸掘さく中というところは、先に申し述べた通りであります。そういうデータが整いましたならば、それで結論に進む段階になるかと思ひますが、現在のところはそういうわけでございまして、天然ガスであるというまで、かちち言うことは、

ちよつとまだ時期尚早かという工合になっております。たゞ天然ガスでないということを確認するということは無理でございます。天然ガスにも疑いがございまして、ほかの方にも疑いがございまして、それが沈下の役割をどのくらいのパーセント引き受けておるかというところははっきりと見きわめたいと思つて、たゞいま調査中でございます。

○櫻井委員 大体調査会の調査の現段階は了承いたしましたし調査会といたしましては、これは科学的にあくまで綿密に御調査を願つて、確実なデータに基いた結論を出されるべきであらうと思ひます。しかし今日この状況は、先ほど申し上げました通り地元の方では寸刻を争うという事態まで来ておるわけですから、調査会の方では学問的にこれをとりつばな一つの体系として結論を出したい、こういう気持もわかるわけでありまして、一方現象は、これは大へんな一種の天災でございます。人命財産、こういうものに関する問題はあります。これはもちろん沈下は徐々にしておりますが、これは一たび高潮あるいは暴風雨が来しました場合は、沈下しておるところは今日相当のかさ上げなり、防波堤を作つておりますけれども、台風とか、そういうものの規模いかんによつては、たちまちこれは埋没されるという危険がございまして。従つてそこに住居しておるところの市民、こういう人たちが日夜まづを高くしておるわけにいかないという状態があるわけでございまして。こういうことで地元ではやはり結論を持つておるわけにいかないという声が非常に高い、そこに非常に矛盾したところ

の事態が生じておるわけでありまして、現在のところこの結論は大体いつごろまでに出来るものか、見通し等はいかがでございましてか。

○黒澤説明員 見通しの件について申し上げますが、従来他の地域におきまして地盤沈下が起つたことが、現在も続いておりますが、大抵あるいは尾崎、東京というところから沈下が起つております。これの原因につきまして現在まだ完全な定説というところではないのでございまして、おそらく地下水くみ上げの過剰であらうということが大體言われておりますが、一、二それに対しての反論をしている学者もあるように聞いております。この新潟の場合には従来の東京、大阪、尾崎というところと違ひまして、地下水をくみ上げております深さが六百メートルというように非常に深いところでございまして、この機構を究明して完全なる定説といふことにするまでは何年かかるかわからないというふうなことは困りますので、なるべく早くたゞいま申し上げました資源調査会、新潟地盤沈下特別委員会の方で中間報告でも出さうかというところを、よりより協議中でございますが、それにはたゞいま申し上げましたように、もう少し資料を集めてからということになっております。大体たゞいま掘さく中の井戸が年度内に完成する予定でございますので、それが少し動きましてその記録がとれましたならば、資源調査会の方から結論と申しますか、少くとも中間報告くらいのもので出てくるのではない

かと存じておりますが、これにつきま
しては資源調査会の方でございませ
う、行政的に出してくれと申しまし
ても、学者の全部がそういう意見に一致
する段階にいかなくても出してくれと
いうことは、私の方からは申しませ
う、出せという命令をするわけには参
りませんので、あちらの方の委員長の
安芸先生の御意思を私個人的には伺
っておりますが、なるべく早く出した
いと言っておられますが、まあ年内とい
うようなことにはちよつといかないか
と存じます。

○櫻井委員 大田局長さんの御意向も
わかりましたけれども、実は地元は中
間報告の発表を一日も早くと待って
おるわけです。

〔委員長退席、小平(久)委員長代
理着席〕

それはこういう大きな問題でござい
ますから、いろいろな風説が飛びまし
て、中間報告を伸ばしておるのじやな
いかというような考え方も巷間に伝
わっております。私はそういうことは
ないと思ふのですが、この特別委員
会はやはり科学技術の立場に立つて、純学
問的立場に立つて発表せられるべきだ
と思ふのでありますが、ガス業者から
の圧迫があるとか、そういう代表が、
この報告を延ばしておるのだという
ようなうわさもあるわけでありませ
う、私はそういう疑惑を解くためにも、
一応の中間報告は、事人命に關する重
大な問題でありますので、早く発表を
していただくように、また格別の御努
力を願いたいと思ふ。

○黒澤説明員 ただいまの点につきま
しては、さつそく資源調査会の方に連
絡をとりました、御意思を伝達いたし

まして、しかるべく善処をいたすつも
りであります。

○櫻井委員 そこでこの科学技術庁の
方の技術的な調査については大体わか
りましたけれども、しからば行政的に
一体このまま——ほかに相当原因はあ
るかもしれないが、この原因を
あげること、今のところこの科学技
術庁としての有力な原因というのを見
当らないという御意向のようであ
ります、かりに今日のこの急速に
沈下していく現象の原因の大半がガス
にあるとするならば、そういう疑い
があるとするならば、これは日本の産業
政策の上から見ても、放置してお
くわけには参らないと思ふのです。私
は、今日この天然ガスの化学工業が、
新しい日本の化学工業の花として登
場して参りまして、これは将来大いに
日本の地下資源を育成、発展させる意
味からも、通産行政としては大いに力
を入れなければならぬ重要な国策の一
つであらうと思ふのであります。しか
しこの産業が勃興すると同時に、地
元にそういう大へんな迷惑をかけるとい
うことになりますれば、これはやはり
ガス化学工業というものの對する通産
省の適切な育成の方法が考えられて
しかるべきだと思ふ。そういう意味合
いから見ても、これはやはり一新
潟という地点におけるところの問題で
はなく、やはり将来の日本のガス化学
工業をどのように育成していくか、採
算がとれるようにこれを企業として成
り立たせるためには、通産省としては
どういう方法をとるべきであるか、こ
ういうことがやはり私は当然も真剣
に考えられてきていい段階であらうと
思ふのであります。そういう大きなガ

ス化学工場が集中してくると、そこに
地盤沈下の現象が起きてくる。これは
必ずそういうことになると思ふので
す。私は今日この水溶性のガスの採掘
については、そういう事態が起きない
ということは、今日の化学では断言す
ることができないと思ふ。従つて鉱山
局としては、この問題に對してどのよ
うな見解を持って臨んでおられるか、
御意向を承りたいのであります。

○福井説明員 新潟の地盤沈下の問題
につきまして、ただいま櫻井先生から
いろいろ御意見が出ましたが、大体的
には、私も先生のおっしゃる御意見
と全く同じような方向で検討いたして
おるわけでございます。新潟のガスの
開発につきましては、御承知のよう
に、終戦後新潟の県民あげて誘致対策
を講じまして、新潟地区にガスの開発
が非常に伸展したたけでありまし
て、それに伴ひまして化学工場等が非
常に勃興してきた、かような経過をた
どつて参つておるわけでありませう、
そういうところに地盤沈下の問題が出
まして、もちろんただいま御指摘のよ
うに、通産省といひましたも、この
問題に非常に頭を悩まして研究をいた
しておるわけでありませう。ただ私も
がこのガスの開発につきまして、何ら
かの処置をするというように、これに
いたしますには、そこに地盤沈下とガス
の開発との結びつきがなければ、国の
行政として簡単にはいかないわけであ
りまして、そこで科学技術庁の資源調
査会で、各權威の先生方が、この原因
究明の委員会を組織していただきまし
て、御検討いただいておりますわけであ
ります。ただ先ほど黒澤資源局長からも
御説明申し上げましたように、従来の

新潟と申しますのは、わずかに運輸
省が山ノ下地区に掘っており、その
掘りから出ますデータだけでは不十分
ではないかというように、先般予備費
を流用いたしましたように、運輸省、通
産省でさらに適当な地点に掘測井を掘
る準備をいたしておりました、私も
の方の所管の井戸につきましては、す
でにボーリングを始めております。そ
ういうようなことで、さらに来年度予
算でも掘測井を掘ることを進めており
ますが、さらに先般十一月には、御承
知かと存じますが、コスモス計画と申
しまして、この沈下のはなはだしい地
区を中心にしたしまして、一定の地区
の下降中の井戸を適当な配合でとめて
参りまして、最後には全部の井戸をと
めるといふ措置もつたわけでありま
して、そういうことで、その結果の資
料を現在科学技術庁の方で御検討いた
だいておりますわけでありませう。そう
いうようなことでありまして、この原因究
明につきましては、政府の方でも、ま
た民間のガス業者の方でも、いろいろ
ガスに疑惑がかけられておるといふ観
点から、自発的にこの問題につきまし
ては協力いたして参つておるわけであ
ります、先ほどお話のように、まだ
両者の結びつきにつきましての意見が
検討されておる。そういう意見がまだ
出て参つておりません、調査会の方
で慎重に御検討願つておるようなわけ
でありまして、私もその調査会の意
見として、どういふふうな意見が出る
かということ、実は見守つておるわ
けであります。しかしながらこのガス
を掘つてそれに伴ひまして水も多量に

くみ上げておりますので、通産省とい
たしましては、研究は研究でお願い
いたしますと同時に、さらにこの応急対
策の方につきましても、地元民が非常
にお困りになっておるといふことも何
とかしななければならぬといふことを痛
感しておりました、経済企画庁の方を
中心にお願いいたしまして、応急対策
の取りまとめを、先般来ずつとやつて
いただいておりますわけでありまして、
たまたまのような次第でございませう。
そういうようなことで、いろいろ手は
打つていただいておりますわけであり
ますが、何分にも原因がどういふ原因に
よるものであるかという正確なる結論
が、今後なお検討されて発表されると
いう段階でありますので、私もとい
たしましては、今申し上げた対策と同
時に、現在やつておりますのは、新し
く鉱区の申請をするというふうなもの
については、この際はやめてもらうと
か、あるいはまた新しく問題になつて
おりますような地区にボーリングをお
ろすようなことは差しとめるといふよ
うな、行政的にできませんことは地方通
産局と協力いたしまして、できるだけ
の手を打つておるようなわけでありま
す。もちろんそういうことは現在くみ
上げておりますものについて、抜本的
に影響を与えるものではないと思ふ
けれども、さらに大きく掘り上げると
いふような問題につきましては、差しと
めるといふような手を打つておるわ
けでございます。

○櫻井委員 これはそういう通産省の
今日の態度がやはり地元の住民の氣持
を非常に刺激していると思ふのです。
なるほど十一月からコスモス計画とい

くみ上げておりますので、通産省とい
たしましては、研究は研究でお願い
いたしますと同時に、さらにこの応急対
策の方につきましても、地元民が非常
にお困りになっておるといふことも何
とかしななければならぬといふことを痛
感しておりました、経済企画庁の方を
中心にお願いいたしまして、応急対策
の取りまとめを、先般来ずつとやつて
いただいておりますわけでありまして、
たまたまのような次第でございませう。
そういうようなことで、いろいろ手は
打つていただいておりますわけであり
ますが、何分にも原因がどういふ原因に
よるものであるかという正確なる結論
が、今後なお検討されて発表されると
いう段階でありますので、私もとい
たしましては、今申し上げた対策と同
時に、現在やつておりますのは、新し
く鉱区の申請をするというふうなもの
については、この際はやめてもらうと
か、あるいはまた新しく問題になつて
おりますような地区にボーリングをお
ろすようなことは差しとめるといふよ
うな、行政的にできませんことは地方通
産局と協力いたしまして、できるだけ
の手を打つておるようなわけでありま
す。もちろんそういうことは現在くみ
上げておりますものについて、抜本的
に影響を与えるものではないと思ふ
けれども、さらに大きく掘り上げると
いふような問題につきましては、差しと
めるといふような手を打つておるわ
けでございます。

うのを実施しておる。しかし、このコスモス計画というのは、まことにこれは何といえますか、私どもにとつては納得のいかない一つの計画であつて、このガスを調査しておるのだというところを、いかにも前面に掲げてやつておられるのであります。その内容を検討しますと、これはほんとうに原因を究明していくという手段としてやつておられるのかどうか、疑問にたえない。このコスモス計画は、ある地区を三日ぐらゐとめる、今度はこつちの地点を三日ぐらゐとめるというふうな、非常に狭い範囲をとめておるのです。全体的にとめられた場合もありますが、それも時間的に三日か四日なんです。そういう調査の仕方では、この原因が究明できるはずはないのです。技術者も私はそういうふうな考えでおられると思う。このコスモス計画をやつて調査しておるといふのは一つのごまかしにしかすぎない、そういう声が今日は非常に強い。そういうことで、一方では資源局の方の特別委員会からの報告が結びつかないこれは通産省としてはどうもできませんというふうにして、延ばしていつておる。しかし、そこに住んでおる住民は、沈下していく地盤の中から五十万トンの水がくみ上げられていく現実を見ながら、これはガスだというふうな今日いきり立つてくるのは、無理ないと思う。しからば、ガス以外に今日急速に沈下していく原因がどこにあるのですか。通産省で、別に、ガスじゃない、これだという犯人があるならば別問題です。今日沈下の犯人——といつては語弊がございますけれども、主要な原因というものは、ほかに認め

られない。そして、これは繰り返して言いますが、そこに住んでおる人には生命財産の問題ですよ。こういうことになれば、住民がいきり立つてガス会社を襲撃する、こういうふうな空気になるのは、私は当然だと思ふ。これに対して、やはりもう少し結論が出てからどうかというふうなことになる。ば、先ほど黒澤局長の報告でも、この結論はまだいつになるかわからないというところである。その結論が出てから通産省ではそろそろ考えるのだ——地盤は毎日一ミリ二分ずつ沈下していく。冬でございますから、沿岸の住民は、絶えず荒波にさらされておる。こういうことであれば、やはり非常に地元の方が、ガスというもののに対して、何といひますか、一種の反抗ですね、これに対して疑惑を持つてくるのは当然であつて、この特別委員会の結論とは別に、かりにこういうことは、ガスがほんとうの主因であるとするならば、一体このガス化学を育成するためはどうしたらいいかということ、これは特別に考えられてもいいと思う。たとえばそういう沈下のないところの地帯から、パイプをもつて天然ガスを持つてくる、そういうふうなことをやつた場合に、企業としてのガス化学の生産が成り立ち得るかどうか、こういうことも、私は当然真剣に考えていると思う。今日やわらかい、何世紀も経たない、学問的な言葉はわかりませんが、要するに新潟港というのにはデルタ地帯です。その港の中に、実に何百本という井戸を掘つておる。そしてそこに、新しく許可はしないが、今までのとはつてよろしいということ、で、どんどん水をくみ上げておる、こ

ういう行政措置では、地元の住民は納得できない。こういうことを通産省は——大島次官もこれは自分の選挙区で、一日もほつておけない問題だと思ふ。真剣にこれは一つ通産省の通産行政として考えていただきたい。その点は局長さんから一つ御答弁願ひます。

○大島政府委員 名前が出ましたから、私が話すのはどうかと思ひますが、櫻井さんの言われるのはまことにものともだと思ふので、私も選挙区でもあり、これには非常な関心を持つておるわけなんです。ただ考えなければならぬことは、確かに生命財産でもあり、むろんおつしやられる通りであるけれども、ただ学問的にまだはつきりとした答えが出てこないというところに、通産省としては手の下しようなない内容があることは、先ほど鉱山局長の御説明の通りであります。でありますので、通産省として何もガス会社に別々味方しなければならぬ理由も三文もないのですから、そのことは少しもありませんが、やはりはつきりとしたある程度の答えが出ることを待つて、そのときには国家はどのようにこれを解決するか、それが私は重大だと思ふのです。たとえばパイプ・ラインをかりにどうするにしてもそのものは会社自体として簡単にできるかどうか、それにはやはり国家としてこれに相当協力しなければならぬ面があると思ふ。いろいろな点から考えますと、とにかく責任のある答えを出して、そして責任のある結論をつけなければ国家、政府としては相ならぬことであらうというふうな建前から、今急いでその結果を究明中なわけなんです。決して、決して放任

しておくとかあるいはまたガス会社に肩を持つとか、そのようなことは全くみじんも考えておりません。またそのようなことがあつては相済みぬことだと思つておりますので、これには一刻も早く結論を出して住民諸君を安泰にいたしたい、かように考えております。

○櫻井委員 私は大島さんの政治的発言というところは承知いたしますが、局長に、ガス化学の将来ということについて真剣に考慮を払つておられるかどうか、この点を一つ……

○福井説明員 ガス化学の問題につきましては、御指摘の通り私もいたしまして非常に真剣に考えておるわけでありまして。実は先ほどお話ございましたが、民家に關係のない奥地の方へ移動するというようなことも考えてはどうかというお話がございました。もちろん私も内部でいろいろ検討いたしておりますし、それからまたこれにつきましては何と申しましては奥市、地元の方の態度がどういふふうなところか、これは非常に重要な問題であると思ひます。先般も私市の方がお見えになりましたときに、原因の問題は別といたしまして、この沈下に関係のない地区の方のガスの開発を促進する、こういうことを考えるべきではなからうか、それについてはちよつと考えてみましたけれども、大きい難問と申しますのは、排水路の問題でございます。こういう排水路の問題を考えました場合に、農耕地の買収ということを考えますと、これは一企業家だけではなかなか簡単にいかない問題でありますので、奥市の方で奥地の方の開発を促進する、それ

には奥市としてもこういうふうな排水路計画を作つてやるから、奥市も金を出し、また企業家も金を出そうし、政府の方にも一つ補助金を頼みたい、こういうふうな考え方で計画を進めていくべきではなからうかというふうなことも話し合ったわけでございまして、その点につきましては先ほど御指摘のございましたように、私もいたしまして、原因の關係は別といたしまして、どういふふうな開発を持つていったらいいかということ、内部でも真剣に考えておりますし、奥市の方にもさうなことを申し上げておるわけでありまして。

○櫻井委員 ただいまの奥市の問題でございまして、これは先ほど申し上げたからちよつと御発言があつたように、奥市というものは、ガス化学工場誘致のために非常な努力を払つたわけなんです。これは御承知の通り全く新しい産業でございまして、この産業の結果どういふ事態が起きるかということ、これは新奥市がモデル・ケースだと思ふのです。従つて奥市は大きな工場さへくれば固定資産税も入るんだというふうなことで、盛んに誘致運動をやつたことは事実です。自分たちが先頭に立つて今の理事者がおのおの大きな工場を誘致された結果、こういう事態が起きておるので、奥市当局として工場をどうする、ガスをどうするということとは今日なかなか言いにくい立場にも一応あるわけなんです。従つてこれは通産省のガス化学としての大局的見地から、当然こういう新しい工業が起きる場合に、このような一つの弊害というものが起きてくる、こういうことが考えられるとするならば、それを排除し

てこの産業を育成するという立場から、ガス化学工業の育成のための大きな方針というものが——この新潟地区のガスの採掘に当って日本の一つのモデルケースが出たわけでありまして、ガス化学工業の将来の育成の方針というものは、当然通産省当局として立てられるべき問題ではなからうか。やはり県市の方からそういうことを言ってくるのを待っているということでは、今のようない県市と業者との関係もあり、なかなか自発的にはそういうところまでは気のつかない点もあるでありまして、そういう立場から指導なさるのが、今日の段階では一番緊急にとらるべき方針であろうと私は思うのであります。それで一方資源局の調査特別委員会の結論というのは非常に地元では今日期待をして、一日も早くこれの中間報告でもけっこうでありますから——あそこにおられるのは日本の優秀な最高レベルの学者が集まっておられることは周知の事実であります。そういう学者が一体この沈下のような判定をなさるかというところを非常に注目している。ところがこれがじきじき日を経まして沈下が進んでいくかわからず、国が一本井戸を掘ってみなければわからない、また二千メートルまで井戸を掘ってみなければわからないというようなことになりまして、やはりそこに相当な疑惑が生ずるわけでありまして、中間報告でも私はけっこうだと思ふ。学者としての信念に立つた報告を、ぜひ近いうちにとりまとめて、この委員会に発表されることを私は局長さんの方からも推奨していただきたいと思ひます。それと同時にこの問題は建設省、

運輸省だけが力を入れて、落ちたところの地盤の修繕をやっておるのです。根本の原因というものは通産省にある。通産省がやはりそういう立場からこれを御指導いただく、ガス化学工業の立場に立つて、そういう非常に軟弱な地点のガスの採掘は中止する。こういう立場に立たれて御指導をなさる、これはもちろん特別委員会の結論もありましようが、やはり県市というものの意向にかかわらず、そういう産業の今後の指導という高い見地から、これを積極的に指導していかなければ、災害が起きて、災害の犯人だからというので騒がれてこれをやっておられるようでは、どうしても後手に回っていくのではないか。幸いにして大島さんが次官でおられるわけでありまして、新潟の地盤沈下の問題は人ごとでないわけでありまして、次官が大いに政治力を発揮されて、ぜひ地域住民の不安を一日も早く除去されるように、あなたの政治生命をかけて御努力を賜わりたいことを、特にお願いしておく次第であります。

○松平委員 関連して。その問題は、今お聞きすると尼崎の場合においてはやはり結論が出ない、出ないけれども工業用水の法律を作つて地盤沈下を避けていく、こういうことを通産省はやつたわけでありまして。そういうしなすと、この問題についても尼崎の例と同じような工合に、地盤沈下を最終的な結論を待たずして、立法措置を講じてやつていくということができないはずはない。すでに先例があるわけですから。そこで一体これを通産省でやつていくというなら、どういふ構想でおやになるおつもりであるか。構想というものは今日ないのかどうか。言いかえるならば、やはり臨時的な措置法何かというところで、これを取り扱つていくという構想があつてしかるべきだと思ふのだけれども、その間の構想がもしおありだったら、ここで発表してもらいたい。

○福井説明員 お話のように、一般工業用水につきましては、尼崎の例が今御指摘になった通りでございますが、ただ新潟地区の地盤沈下の問題につきましては、先ほど来いろいろお話が出ておりますように、学説としましてはいろいろな学説があるわけでございまして、その結びつきが工業用水のくみ上げと尼崎の地盤沈下との結びつきのようになつておられるわけでありまして、従いまして私どもとしましては現在この特別委員会の究明の結果を待つておる、こういうことでございまして、これ以上のこと申しますか、何らかの結びつきが考えられますれば、現行法で足りなければ、特別立法ということももちろん考へ得るわけでございまして、そういう構想はいろいろ考へておりますけれども、その結びつきが出ないだけに、国の行政としては簡単にやるわけにいかない、こういう立場にあるわけでございまして。

○松平委員 さっきの答弁によると、尼崎も最終的な結論が出ないのだというところを、あなたか資源局長のどっちかが答弁されておる。そういう最終的な結論が出ないのに、尼崎については特別立法をやつたわけでありまして。尼崎はどういうわけをやつたのですか。

○黒澤説明員 結論が出ないと申しましたが、全部の学者が完全に一致した結論になつておらないということございまして、大多数の方は地下水のくみ上げだということを尼崎、東京方面については言つております。大多数といふのは何%かということでは、一〇〇%ではないが九〇%、あるいはそれ以上ということでございますが、現在新潟につきましては九〇%というやうなところまでは、まだ一致しておらないということなのでございます。

○櫻井委員 それではかりに中間報告において、特別委員会の大部分の委員の方が、これはやはり天然ガスにあるのだ、こういう御意見でございまして、ならば、通産省としてはこの問題に対して具体的に何らかの手を打たねばならぬ、最終的な結論が出なければならぬとおっしゃるのですか、これは重大な問題だから一つ。

○福井説明員 中間報告を拝見いたしました、十分検討いたしたいと思つております。

○松平委員 ちよつとお伺ひしたいのですが、このガスをとつたあとと水が、さつき聞けば一日五十万トンという膨大な水だけれども、これをどこか廃坑というか、またもの穴へ戻してやるということをやつておらないわけですか。そういうことをやらせるといふ条件付で許可するとか、何かそういうことは簡単にできさうだと思ふのだから、これは採算の点もあると思うが、どうですか。

○福井説明員 お話のような点は技術としては研究をされております。それからまた地域によりましては、これは水溶性ガスではございませうが、石油をとりまうときに出来ます等量の水を、地下に還元するという方法をとつておるやうでございまして。ただ一般に水溶性ガスの開発につきましては、ガスとほとんど等量くらいの水が出ますので、この水を地下に還元するということは、実際問題としてなかなかむずかしいやうでございまして、ただそういう還元する技術につきましては、現在研究が進められております。

○松平委員 鉱山行政として、鉱業法の命ずるところによると、廃坑、たとえば石炭を掘つたあとと充填物をやらなければならぬというやうなことがあると思うのだけれども、最近ほとんどどこでもやつていないというので、鉱業法に命じておるところから、今日の鉱山業者というのには採算の上からやらない。そうしますと、一体ガスを掘るといふことはやはり鉱業法の適用を受けておるのですか。

○福井説明員 さやうでございまして。

○松平委員 そうすると、そこで鉱害があつた場合には、鉱害を復旧しなければならぬのか、あるいは鉱害の防止ということを当然考えなくちゃならぬと思うのだが、そうすると今言ふやうな工合に水をどんどんくみ上げるといふことは、何らかの鉱害があることを予想しなければならぬと思ふのです。そうすると、それに充填物をするとか何かそういうことをしないと、鉱業法並びに鉱害防止の精神に反するやうに思ふのだけれども、この点はどうですか。

○福井説明員 この点は鉱山保安法の問題になるかと思ひますが、ただ石炭と違ひまして流体鉱物でございまして

で、とりまき場合に下の方に充填する
ような形ができておりますかどうか、
これも問題だらうと思ひます。掘り上
げますのはたゞパイプで掘り上げるだ
けでございまして、下の方にはおそら
くそういった空間がそうたくさんない
のじゃないか。

○松平委員 地下のことを問答してお
るからわからぬけれども、しかしなが
ら空間がなければ上から落ちるはずは
ない。空間があるから落ちるというふ
うにならざるを得ないと思うのです。
そこだけ取り上げれば、そこに空間が
出てこないはずはないと思うが、どう
ですか。

○福井説明員 松平先生の非常に明快
なる一説が出たのですけれども、さほ
ど簡単に結論が出ますならば、ガスの
採取と地盤沈下の問題は、これほどむ
ずかしい問題にはならないというのが
学者の見方なんです。

○板川委員 聞いておると原因がわか
らないから対策が立たない。しかし結
果は毎日何ミリも沈下しておる。これ
は生命、財産にかかわる重大な問題だ
と思うのです。とにかく一日も早くそ
の原因を突きとめることが大切だと思
うのです。その場合法律的な根拠は別
として、一月月なら一月月ガスを採取
をやめて沈下速度をはかってみて、ほん
とくにガス採取のためにそういう原因
があるのか、あるいはそれと関係なく
沈下しておるのかどうか、そういうこ
とを確かめて、一日も早く原因を確める
ことが先決なのだが、そういう方法で
もやってみるべきではないのですか。

○黒澤説明員 ただいまのお話、一カ
月か二カ月というくらいでは、何分に
も深いところのことでございます。
で、一月月、二カ月でそういう結果が
出るかどうかということも少々疑問が
あるわけでございます。東京、尾崎の
場合には戦災を受けてまして工場が全
部やられてしまひまして、一年半から二
年くらいとまったわけでございます。
それで沈下がずっと落ちついたとい
うのでございまして、しかしあれは空襲
で工場が焼けて一年半もとまったので
ございまして、それを試験するから一
年半とめてみるというふうなことで
は、あまりにも大へんなことになるの
じゃないかと思ひますので、そういう
強硬手段ではなく測定したいと思ひま
して、アイソトープを使ひますとか、
あるいは観測井の構造とかあるいは重
力測定、水準測量というように外から
たいてい切つて一切開手術をするこ
とを思ひ切つてやるかどうかとい
うことは問題があると思ひます。

○櫻井委員 私は、せっかく鉱山局
長、資源局長等技術関係の方が見て
おられますので伺ひするのですが、
これは非常にしろろとくさい質問で奇
想天外のことを言うとか、あなた方専門
家から見ると思われるかもしれない
が、私はこういうことを考へてゐるの
です。水溶性ガスを採取することか
ら、こういう事態が起きてくるんだか
ら、ガス化学にも打撃を与へずに、地
元の沈下にも影響を及ぼさないとい
う唯一の方法は、このガスを地下にお
いて分離するという技術が成功して、水
とガスとの分離が可能になれば、これ
は全部両方が解決するんだ。今日の原
子力を発見しているような科学技術に
おいて、そういうことが一体不可能で
あるとは考えられないのですが、技術

的に、科学的に、水溶性ガスの地中に
おける分離ということが可能かどう
か、これには毎年国費を使つておる
が、今年は七億出しましたよ。来年度
は二十億出してくれ、総額は二十四億
ですけれども、四億を負担して二十億
国で出してくれというのです。再来年
はまたどうなるかわからない。こんな
膨大な金を出しておつても、まだまだ
地盤が下つてゐるのですよ。そういう
ことでもっと大所高所から考へるなら
ば、五億か十億のそういう科学技術の
研究機関を置いて、真剣に総力を動員
して研究すれば、そういうことができ
るのではないか。そうすれば日本の将
来のガス化学というものに對しても明
るい前途が開けてくるのではないか
と、きわめて空想的な考へ方ですが、
そう考へざるを得ないのです。技術的
にそういうことが可能であるか、不可
能であるか、お聞かせ願ひたい。

○黒澤説明員 ただいまのお話は実は
資源調査会の委員会でも出たことがご
ざいまして、できるとすれば非常にい
じやないかということがあつたのでご
ざいまして、まだ世界じゅうどこでも
やつておりませんので、これからそう
いうことを研究していく段階であらう
ということになりましたが、議論は出
たわけでございます。現在ではまだ技
術はそこまですていないようです。
○松平委員 ガスに問題があるわけ
です。鉱山つまり鉄業とインダストリー、
工業あるいは普通の一般国民との利害
関係というか、こういうものが非常に
問題になつてくると思ひます。こと
に国土が狭くて日本の人口が密集して
いるという関係で、鉄業をやつていく
という場合に、これは必ず突き當る問

題が起るだらうと思ひます。そこで
この場合、新潟の問題をどういうふう
に解決するかということは、實際を言
いますと鉄業全般の問題にわたつてい
くのではないか、こういうふうに思
ひます。そこで鉄業法の改正というこ
ともあるだらうし、あるいは鉱山保安
法の改正ということも、からみ合つて
くると思ひますが、今日の日本の鉄
業行政というものは確固たる政策は
ない、私は今まで毎々言うんだけれ
ども、日本の鉄業政策をどういうふう
に持つていくかということについて、通
産省には今まで一貫した政策がない
のです。ときどきそのつとつと変化する
のです。それで外国のものを入れてき
た方がよい、こういうふうなことになる
と外国のものをに入れてくる、それか
らまた国内の業者が非常に騒ぐと、ま
たそうなるていくというので、早い話
が石炭と重油との関係がいつもごたご
たしておる、ここに一貫性がないので
すよ。ですからどうしてもここで日本
の鉄業というものを魂を打ち込んで、
どういうふうにしていくべきであるか
というところ、従つてまたそのことはや
がて鉱山に伴う弊害というものを、ど
こでどういうふうな調整していくか、
それに国家がどういうような保護政策
を加えていくかということを、私は真
剣に一つ考へてもらひたい。こういう
ふうにお思ひます。同時に今櫻井君も
言われましたけれども、科学の非常な
進歩がありまして、そしてこの科学
の進歩につれて日本の鉄山というよう
なものもあり方を変えていかなければ
ならぬじゃないか、こういうふうな私
どもはつくづく考へる。たとえばガス
にいたしましても、最近聞くとるこ

よると、もはや石炭なんかを掘つた
いてやるよりも、むしろ非常に石炭の
安いイギリスとか、あるいはアメリカ
あたりの石油からガス化をするところ
に行つて、そこでもって液化ガスを
買つてきて——マイナス三百七十度
くらいにすれば、これは液化するのだ
よ。そのための特別のタンカーを作
つて液化ガスを買つてくるというので
、今日安西副社長が行つたのはその意味
で行つておる。安西君は英國へ行つ
て、それをまねて何とかしてその技術
を知ろうというわけで、そしてアメ
リカから、あの石油をガス化してそれを
液化したもの、特別のタンカーを
作つて持つてくる、その方が日本で石
炭を買つてやつてゐるよりずっと安上
りになる。こういうことでもつて、す
でに業者はそういう研究をして、ことし
の春か八月ごろアメリカからヨーロッパ
へ行つてきておられます。そういう工
合に非常に進歩してきておるわけなん
だから、そういうところもあわせて考
へて、日本の工業政策の今後行くべき
方向を、この際緊急立案することが非
常に大切じゃないかということを特に
申し上げまして、私の質問を終りたい
と思ひます。

○小平（久）委員長代理 本日はこれに
て散会いたします。
次回は来る二十三日、火曜日、午前
十時より開会いたします。
午後一時二分散会

第一類第九号 商工委員会議録第四号 昭和三十三年十二月十九日

昭和三十三年十二月二十三日印刷

昭和三十三年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局